まずご相談を

市では、日常生活のいろいろな問題や悩みごとの相談をお受けしています

昨年度、困りごと相談・無料法律相談・市民相談・消費生活相談・高齢者職業相談などに、三百五十六件の相談がありました。そのおもな内容は左表のとおりです。

もし、何かお悩みのことがありましたら、少しでも早く解決の糸口を見い出すために、どんなことでもお気軽にご相談ください。

◆**困りごと相談**
▽相談日　毎月第2・第4火曜日
▽場所　市民会館
◆**無料法律相談（予約制）**
▽相談日　毎月第4土曜日　午前10時～正午
▽場所　市民相談室
※なお、相談は予約制となっており、毎月第4木曜日の午前9時から受付。電話も可、内線251
◆**市民相談**
▽相談日　毎日午前8時30分～午後5時（土曜日の午後、日曜日は除く）
▽場所　市民相談室（受付は秘書広報課）
◆**消費生活相談**
▽相談日　毎週火曜日　午後1時～4時
▽場所　市民相談室
◆**高齢者職業相談**
▽相談日　毎月第2火曜日　午前10時～午後3時
▽場所　老人福祉センター

乙訓環境衛生組合職員募集

▽**職種**　技術職
▽**受験資格**　昭和32年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業以上で、電気・機械専門課程を修了した者
▽**採用予定人員**　若干名
▽**試験予定日**　6月上旬
▽**採用予定日**　7月上旬
▽**応募方法**　5月10日から20日まで（平日は午前9時～午後4時、土曜日は午前11時まで）の期間、乙訓環境衛生組合総務課庶務係で受付。（郵送は不可）
〔**お問い合わせ**〕
乙訓環境衛生組合総務課庶務係☎962－6681

'82赤十字国際標語

あなたの身近に赤十字

日本赤十字社向日市地区では、5月1日から31日まで各区事務所、自治会、町内会を通じて日本赤十字社資募金運動を実施します。

現在、日本赤十字社は国際赤十字の一員として、カンボジア、ベトナム、東アフリカの難民援護、ポーランドの紛争犠牲者救援など大規模な国際的活動や国内では血液事業、災害救護活動、看護婦養成、三大講習など地域に密着した活動を行っています。

日赤社資募金は、このような各種事業の推進に必要な資金となりますので、日赤事業の趣旨を理解していただき、この運動にご協力をお願いします。

ご利用ください　消火器の設置補助制度

あなたは「消火器の設置補助制度」をご存じですか

この制度は地域の火災予防体制の強化をはかるため自治会などを対象に、消火器の共同設置にかかる費用の一部を補助するものです

▼補助の対象……戸数20戸以上

▼補助額……消火器設置経費の3分の1以内を補助

〔申込み・お問い合わせ〕
消防本部予防課☎934－0119

公共下水道の処理開始について

4月20日から鶏冠井町番田・沢ノ西・草田・稲葉、上植野町野添、森本町東ノ口・小柳・下森本・前田・萩路・上森本・山開、寺戸町東田中瀬・渋川・二枚田の各一部で、下水道の処理が開始されました。

処理開始地区の方は、開始日から三年以内に水洗工事、排水設備工事をすることとなったらどんな音が出せて、また何歳までに出なければ「ことばが遅い」ことになるのでしょうか。次に大まかな構音獲得年齢を掲げておきますので参考にして下さい。

◎1～3歳
母音　パ行、バ行、マ行、ナ行、ニャ行、ワ
◎2～5歳
カ・ガ行、タチテト、ダデド、チャ行、ジャ行、シャ行、シ、ジ、ハ行、ヒャ行、キ、キャ行、ギャ行
◎4～6歳
サスセソ、ザズゼゾ、ツ、ラ行

次回は原因や予防について、お知らせします。

地方税法の一部改正について

ことしの地方税法の一部改正により住民税、固定資産税等は次のとおりに変わりました。

住民税

1、昭和57年度の住民税所得割については、所得金額が、27万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には9万円を加えた金額以下である者を非課税とする

（注）以上の措置による夫婦子2人の給与所得者の住民税所得割の非課税限度額は、188万5千円（現行175万7千円）である。

2、住民税個人均等割のみを課すべき者に係る均等割の非課税基準の基礎となる金額を25万円（現行23万円）に引き上げる。

3、配偶者控除または扶養控除の対象となる者の所得要件を緩和し、給与所得等に係る所得限度額を29万円（現行20万円）に引き上げる。

4、妻と死別し、または離婚した者で、その所得金額が300万円以下であり、老年者に該当しないものが、所得税の基礎控除額相当額以下の所得の子を有する場合には、21万円の寡夫控除を認める。

5、災害に直接関連して支出された費用についての雑損控除の額は、その支出された金額が所得金額の10分の1相当額または5万円のいずれか低い金額（現行所得金額の10分の1相当額）を超える金額とする。

6、土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例については、昭和58年度以後、特別控除後の譲渡益4千万円を超える部分は、譲渡益の2分の1（現行譲渡益4千万円を超え8千万円までの部分の2分の1と譲渡益8千万円を超える部分の4分の3との合計額）を総合課税した場合の上積税額により課税することとする。

7、優良な住宅地の造成等のための土地等の譲渡として所得税において課税の特例が認められる一定の長期譲渡所得については、昭和58年度以後3年度間限りの措置として、特別控除後の譲渡益4千万円を超える部分は道府県民税100分の2.5、市町村民税100分の5の比例税率により課税することとする。

8、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例については、昭和58年度以後3年度間限りの措置として、特別控除後の譲渡益4千万円以下の部分は道府県民税100分の1.6、市町村民税100分の3.4の比例税率特別控除後の譲渡益4千万円を超える部分は道府県民税100分の2、市町村民税100分の4の比例税率により、それぞれ課税することとする。

■ 長・短区分の改正 ■

現行租税特別措置法においては、昭和44年1月1日を基準とし、土地等の取得が同日前か、同日以後かによって長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分を行っているが、今回これを廃止して、譲渡のあった年の1月1日において所有期間が10年を超えるかどうかによって長期・短期の区分を行うこととしている。

固定資産税および都市計画税

1、土地に係る昭和57年度から昭和59年度までの各年度分の固定資産税および都市計画税については、評価替えに伴う税負担の調整を図るため、新評価額の昭和56年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて得た額を限度とする

区分	上昇率	負担調整率
宅地等	1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超え、1.7倍以下のもの	1.2
	1.7倍を超え、1.9倍以下のもの	1.25
	1.9倍を超えるもの	1.3
一般農地	1.15倍以下のもの	1.05
	1.15倍を超え、1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超えるもの	1.2

2、市街化区域農地に対する固定資産税および都市計画税の課税の適正化措置については、次のとおりとする。

(1)新たに三大都市圏の特定の市のC農地についても適用する。ただし、評価額が3.3平方メートル当たり3万円未満のものは、適用対象外とする。

(2)現に耕作の用に供されている農地で、当該農地の所有者等が営農を継続する意思を有し、かつ、10年間営農を継続することが適当と認められるものについては、5年ごとに確認の上営農が継続されている場合および収用等により転用された場合に限り、一般農地としての税額を上回る額の納税を免除する

なお、現行の減額制度は廃止する。

(3)営農継続の意思のある者は、その旨、農業委員会を経由して市長に届出をすることとし、市長は、農地課税審議会の議を経て認定することとする。

(4)新たに課税の適正化措置の対象となる市街化区域農地については、税負担の急増を緩和するため、所要の負担調整措置を講ずる。

特別土地保有税

1、特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く）を課税対象外とする。

2、三大都市圏の特定の市の市街化区域内において昭和60年3月31日までに取得される土地について、その面積が次に掲げる区域の区分に応じ、それぞれに掲げる面積である場合には、その取得のあった年の翌年以降2年以内（やむを得ない事情があると認められる場合は、これを延長することができる）に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課する。

(1)東京都の特別区および指定都市の区の区域
300平方メートル以上2,000平方メートル未満

(2)その他の市の区域
500平方メートル以上5,000平方メートル未満

ガス税

ガス税の免税点を昭和57年6月1日から1万2千円（現行1万円）に引き上げる。

計量器の定期検査を実施

業務用（取り引きや証明）に使われているはかりの定期検査が実施されます。

商店や病院、薬局、学校、農業などで該当するはかりを使っておられる方は必ず検査を受けてください。

また、今年からは電気式はかり（光電式はかり、電気抵抗線式はかり）についても一部の器種を除いて、集合検査になりましたので、次の日程で検査を受けてください。

もし、検査も受けず、合格証のはってないものを使用されると、計量法違反で罰せられます。

▷**とき**　5月10日（月）～12日（水）
午前10時～午後3時
▷**ところ**　市役所玄関前
※検査には、手数料と印鑑が必要です。手数料は、はかりの種類によって異なります。

〔**お問い合わせ**〕
経済課　消費生活係　内線256

ことばきこえの教室⑫

○構音障害

二歳や三歳の子どもが『オタカナ』とか『ダイオン』と発音しても、周囲の大人は何の不思議も感じませんが、五歳や六歳になっても相変わらず『ハタミ』や『タラス』などといっているのを見ると、「ことばが遅いな」と感じるに違いありません。このように一定の年齢に達しても正しい発音ができないことを『構音障害』と呼びます。

構音障害のある子は、百人に二、三人いるといわれていますが、向日市では就学前の幼児百人に対して、一・四人でした。それでは一体、何歳に

ことば・きこえの相談
▽とき　毎週土曜日　午前中
▽ところ　第6向陽小
☎934－0403

■5月4日(火)は、臨時に休館させていただきます　市民会館・中央公民館■